

平成十五年厚生労働省令第一百一号

水質基準に関する省令

水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第四
条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令
を次のように定める。

水道により供給される水は、次の表の上欄に
掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法に
よつて行う検査において、同表の下欄に掲げる
基準に適合するものでなければならぬ。

一	一般細菌	一m lの検水で形成され る集落数が一〇〇以下で あること。
二	大腸菌	検出されないこと。
三	カドミウム及びその化 合物	〇・〇〇三mg/l以下 であること。
四	水銀及びその化 合物	水銀の量に關して、〇・ 〇〇〇五mg/l以下で あること。
五	セレン及びその化 合物	セレンの量に關して、 〇・〇〇一mg/l以下で あること。
六	鉛及びその化合物	鉛の量に關して、〇・〇 一mg/l以下であるこ と。
七	ヒ素及びその化 合物	ヒ素の量に關して、〇・ 〇一mg/l以下である こと。
八	六価クロム化合物	六価クロムの量に關して、 〇・〇二mg/l以下で あること。
九	亜硝酸態窒素	〇・〇四mg/l以下で あること。
十	シアン化物イオン 及び塩化シアン	シアンイオンの量に關して、 〇・〇一mg/l以下で あること。
十一	硝酸態窒素及び亜 硝酸態窒素	〇・〇m g/l以下である こと。
十二	フッ素及びその化 合物	フッ素の量に關して、 〇・八mg/l以下であ ること。
十三	ホウ素及びその化 合物	ホウ素の量に關して、 一・〇m g/l以下であ ること。

十四	四塩化炭素	〇・〇〇二mg/l以下 であること。
十五	一・四―ジオキ サン	〇・〇五mg/l以下で あること。
十六	シス―一・二―ジ クロエチレン及 びトランス―一・ 二―ジクロエチ レン	〇・〇四mg/l以下で あること。
十七	ジクロロメタン	〇・〇二mg/l以下で あること。
十八	テトラクロロエチ レン	〇・〇一mg/l以下で あること。
十九	トリクロロエチ レン	〇・〇一mg/l以下で あること。
二十	ベンゼン	〇・〇一mg/l以下で あること。
二十一	塩素酸	〇・六mg/l以下であ ること。
二十二	クロロ酢酸	〇・〇二mg/l以下で あること。
二十三	クロロホルム	〇・〇六mg/l以下で あること。
二十四	ジクロロ酢酸	〇・〇三mg/l以下で あること。
二十五	ジブロモクロロメ タン	〇・一mg/l以下であ ること。
二十六	臭素酸	〇・〇一mg/l以下で あること。
二十七	総トリハロメタン (クロロホルム、 ジブロモクロロメ タン、プロモジク ロロメタン及びブ ロモホルムのそれ ぞれの濃度の総 和)	〇・一mg/l以下であ ること。
二十八	トリクロロ酢酸	〇・〇三mg/l以下で あること。
二十九	プロモジクロロメ タン	〇・〇三mg/l以下で あること。
三十	ホルムアルデヒド	〇・〇八mg/l以下で あること。

三十一	亜鉛及びその化 合物	亜鉛の量に關して、一・ 〇mg/l以下であるこ と。
三十二	アルミニウム及び その化合物	アルミニウムの量に關し て、〇・二mg/l以下 であること。
三十三	鉄及びその化合物	鉄の量に關して、〇・三 mg/l以下であること。
三十四	銅及びその化合物	銅の量に關して、一・〇 mg/l以下であること。
三十五	ナトリウム及びそ の化合物	ナトリウムの量に關して、 二〇〇mg/l以下であ ること。
三十六	マンガン及びその 化合物	マンガンの量に關して、 〇・〇五mg/l以下で あること。
三十七	塩化物イオン	二〇〇mg/l以下であ ること。
三十八	カルシウム、マグ ネシウム等（硬 度）	三〇〇mg/l以下であ ること。
三十九	蒸発残留物	五〇〇mg/l以下であ ること。
四十	陰イオン界面活 性剤	〇・二mg/l以下であ ること。
四十一	四・S・四・S・ 二・R）―オクタ ヒドロ―四・八・ ジメチルナフタ レン―四・a（二 H）―オール（別 名ジエオスミン）	〇・〇〇〇一mg/l 以下であること。
四十二	テトラメチルピシ クロ―二・二・二・ 一）（ヘプタン―二 ―オール（別名ニ ―メチルイソボル ネオール）	〇・〇〇〇〇一mg/l 以下であること。
四十三	非イオン界面活 性剤	〇・〇二mg/l以下で あること。
四十四	フェノール類	フェノールの量に換算し て、〇・〇〇五mg/l 以下であること。

四十五	有機物（全有機炭 素（TOC）の 量）	三mg/l以下であるこ と。
四十六	pH値	五・八以上八・六以下で あること。
四十七	味	異常でないこと。
四十八	臭気	異常でないこと。
四十九	色度	五度以下であること。
五十	濁度	二度以下であること。

附則
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施
行する。
（水質基準に関する省令の廃止）
第二条 水質基準に関する省令（平成四年厚生省
令第六十九号）は、廃止する。
（経過措置）
第三条 平成十七年三月三十一日までの間は、表
四十五の項中「有機物（全有機炭素（TOC）
の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸
カリウム消費量）」と、「五mg/l」とあるの
は「一〇mg/l」とする。
2 この省令の施行の際現に布設されている水道
により供給される水に係る表四十一の項及び四
十二の項に掲げる基準については、平成十九年
三月三十一日までの間は、これらの項中「〇・
〇〇〇一mg/l」とあるのは「〇・〇〇〇
〇二mg/l」とする。
附則（平成一九年一月一四日厚生労
働省令第一三五号）
この省令は、平成二十年四月一日から施行す
る。
附則（平成二〇年二月二二日厚生労
働省令第一七四号）
この省令は、平成二十一年四月一日から施行
する。
附則（平成二二年二月一七日厚生労働
省令第一八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から
施行する。
附則（平成二三年一月二八日厚生労働
省令第一号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二八日厚生労働省令第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月二日厚生労働省令第二九号)

この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月二五日厚生労働省令第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。